

令和7年度甲種防火管理再講習実施要領

1 講習の目的

消防法施行令（昭和36年 政令第37号）第4条の2の2第1項第1号の政令で定める防火対象物の甲種防火管理者に対して防火管理再講習の資格を付与するもの。

2 講習の日時・場所・定員

- (1) 日 時 令和7年8月29日（金）午前10時00分から午後12時00分
- (2) 場 所 西条市周布1684番地 西条市西消防署2階大会議室
- (3) 定 員 30名 **※定員になり次第締め切り**

3 講習科目及び時間

受 付	9:30 ~ 9:55	25分
防火管理に関する法令改正の概要	10:00 ~ 11:00	60分
火災事例等の研究	11:00 ~ 12:00	60分
修了証交付	12:00 ~	

4 受講申込み

受講希望者は、以下に記載しているQRコードもしくはURLより申込みフォームにアクセスし、必要事項を入力後、送信ボタンを押して令和7年8月15日（金）までにお申込み下さい。

※令和7年7月15日（火）から8月15日（金）まで

■ 申込みフォーム

QRコード（インターネット）



URL: <https://logoform.jp/form/Rodr/1013285>

5 修了証の交付

講習の全科目を終了後に、修了証（甲種防火管理の資格を証明するもの）を交付します。

6 講習テキスト

受講料は無料ですが、テキスト代1,650円が必要です。受付時に「図説防火管理再講習テキスト」(東京法令出版：令和7年1月1日内容現在)を販売いたしますので、おつりのいらぬようご用意ください。

7 その他

(1) 受講者は、必ず所定の時間までに、受付（2階大会議室入口）で申込み確認メールと身分証明書を提示してください。

受付時間は、9時30分から9時55分までです。

(2) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(3) 講習の全科目を受講できない場合は、修了証を交付できません。

(遅刻及び早退は認められません。)

(4) 受講態度の悪い方は、退席していただくことがあります。この場合も修了証の交付はできません。(居眠り、携帯電話の使用、私語、他の受講者の迷惑となる行為等)

(5) 申込み後、ご都合により受講ができなくなった場合は、必ず事前連絡をお願いします。

【防火管理者再講習】

甲種防火管理新規講習で資格を付与された人が収容人員300人以上の特定防火対象物（甲種防火対象物）の防火管理者に選任された場合に対象となります。

受講期限は、選任された日の4年前までに甲種防火管理（新規・再）講習を修了した防火管理者は、選任された日から1年以内に、それ以外の防火管理者は、最後に講習を受講した日以降の最初の4月1日から5年以内に再講習を受けなければなりません。(消防法施行規則第2条の3)

ご不明な点等がございましたら西条市消防本部
予防課までお問い合わせください。

予防課直通（0897）56-0251

担当：塩崎・今井